

# 遺族共済年金決定請求書(表)記入例

平成27年8月1日改訂

## 遺族共済年金決定請求書

受付印	照会番号	受付番号
	所得額	証書番号
	円	
遺族認定 認定 否認	区分	支払種別
		寡婦加算
別居	事実婚	障害
第三者	船員	増恩

共済組合使用欄です。  
何も記入しないでください。

捺印してください  
(認印で構いません)

裏面も必ずご記入ください

日本鉄道共済組合 事務局長 殿

平成 27 年 8 月 1 日

提出年月日を記入してください。

- ① 住民票に登録されている氏名、フリガナ、死亡した方との続柄、生年月日、住所(漢字)、フリガナ、郵便番号、電話番号を記入し、捺印してください。
- ② 現在お住まいの住所が住民票上の住所と異なる場合は、書類送付先箇所欄に送付先住所(漢字)、フリガナ、郵便番号、電話番号を記入してください。共済組合からお知らせなどを送付する際に使用させていただきます。  
なお住民票上の住所と同じ住所にお住まいの方は、記入する必要はありません。

年金を請求する方	フリガナ	キョウサイ カズコ	死亡した方との続柄	共済	生年月日	明・大 昭・平	3年3月3日
	氏名	共済和子					
	フリガナ	カナガワケン ヨコハマシ ナカク ホンチヨウ					
	住民票上の住所	〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町 6-50-1					
	電話番号	045-222-9512					
	フリガナ	カナガワケンヨコハマシ〇〇ク〇〇 〇-〇-〇					
書類送付先箇所	〒000-0000 神奈川県横浜市〇〇区〇〇 〇-〇-〇 共済一郎方						
電話番号	045-222-9676						

厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成8年法律第82号)附則第32条第2項第1号の規定による遺族共済年金の決定を請求します。

- ① 死亡した方の、氏名、生年月日、死亡した日を記入してください。
- ② 死亡した方と年金を請求される方の住民票上の住所が異なる場合には、死亡した方の住民票上の住所も記入してください。

死亡した方	フリガナ	キョウサイ タロウ	生年月日	明・大 昭・平	14年5月5日	死亡した日	平成27年6月10日
	氏名	共済太郎					
住民票上の住所	※ 死亡した方の住民票上の住所が、年金を請求する方の住民票上の住所と同じである場合は、記入する必要はありません。						

1 遺族共済年金振込先金融機関について(必ず記入された内容を確認できる通帳のページをコピーして提出してください)

※ 金融機関の統廃合によりお手持ちの通帳が旧の金融機関名称や支店名等になっている方は、通帳の再発行を受けた後、記入して下さい。

(1) ゆうちょ銀行以外の金融機関を希望する場合

金融機関	名称	鉄道共済		金融機関コード	9 9 9 9
	支店名等	横浜		支店コード又は店番	9 9 9
普通預金口座番号	9 9 9 9 9 9 9				
口座名義人カナ	キョウサイ カズコ				

金融機関コードや支店コード又は店番は、分らなければ記入不要です。

(2) ゆうちょ銀行を希望する場合

口座名義人カナ											
通帳記号(左に詰めて記入)						通帳番号(右に詰めて記入)					
1											

裏面も必ずご記入ください

- ① 遺族共済年金の受取りを希望する金融機関が、ゆうちょ銀行以外の場合は、(1)に金融機関の名称、支店名等、金融機関コード、支店コード又は店番、普通預金口座番号、口座名義人カナを記入し、ゆうちょ銀行の場合は、(2)に口座名義人カナ、通帳記号・番号を記入してください。
- ② 記入した内容を確認できる通帳のページをコピーして提出してください。
- ③ 金融機関の統廃合によりお手持ちの通帳が旧の金融機関名称や支店名等になっている方は、通帳の再発行を受けた後、新しい内容で記入し、通帳の必要部分をコピーして提出してください。
- ④ 貯蓄口座にはお振込みできませんので、記入しないで下さい。

訂正の際の記入方法

※ 訂正される場合は訂正箇所にご捺印(サイン可)ください。修正液などで訂正は承れません。

市〇〇 ~~1235~~ 1-2-34

# 遺族共済年金決定請求書(裏)記入例

各質問について、「はい」又は「いいえ」若しくは該当する番号を○で囲み、必要事項を記入してください。

## ④について

- 年金を請求する配偶者の方以外に、死亡した方と同居し、かつ、生計を維持されていた1～6に該当する方は、遺族共済年金の支給の対象となる遺族となります。
- 1～6に該当する方は、遺族申立書(所定様式)に必要書類を添付して提出してください。  
(別添の「遺族共済年金請求のご案内」の2ページの「請求に必要な書類」の⑤をご参照ください。)
- 2に該当する方がいる場合は、上記の書類に加えて、障害の状態を証明する診断書(所定様式)を提出してください。
- 親と同居している孫は、遺族にはなれません。

## ⑤について

年金を請求する方が、ご自身の老齢年金などを受給している場合は、その年金について該当する番号を全て○で囲み、年金証書番号又は基礎年金番号、保険者(年金支給箇所)を記入し、その年金の最新の支払額を確認することができる年金額改定通知書のコピーを提出してください。  
(別添の「遺族共済年金請求のご案内」の1ページの「請求に必要な書類」の「オ」をご参照ください。)

## 2 年金を請求する方について伺います。

質問事項にお答えください		
① 死亡した方と同居していましたか。	はい <input type="radio"/> いいえ <input type="radio"/>	
② あなたの住民票上の住所は、死亡した方と同じでしたか。 「いいえ」と答えた方は、別居申立書又は在園証明書を提出してください。	はい <input type="radio"/> いいえ <input type="radio"/>	
③ 元年金者の死亡当時、あなたの年収は850万円以上でしたか。 「はい」と答えた方のうち、会社等を定年退職する等の理由により、おおむね5年以内に年収が850万円未満になる見込みの方は、その理由を次に記入するとともに、 <u>会社の就業規則等のコピー</u> を提出してください。	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>	
【理由】		
④ あなたの他に、死亡した方に生計を維持され、死亡した方と同居していた方のうち、次に該当する方はいますか。 「はい」と答えた方は、該当する番号を○で囲み、該当する方の氏名を記入してください。 1. 18歳未満の未婚の子又は孫(親と同居している孫は除きます。以下同じ) 2. 障害等級が1～2級※の状態にある子又は孫 3. 父 4. 母 5. 祖父 6. 祖母 ※ 障害等級1～2級とは、国民年金の障害基礎年金を受給できる程度の障害の状態です。	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/> 該当する方の氏名	
⑤ あなたは現在、次の年金を受給していますか。 「はい」と答えた方は、あなたの基礎年金番号を記入し、受給している年金の種類番号を○で囲み、年金コードを記入し、 <u>年金額改定通知書のコピー</u> を提出してください。 (注1) 共済年金を受給している方は、年金額改定通知書のコピーとは別に、 <u>基礎年金番号を確認できる書類のコピー</u> も提出してください。 (注2) 年金の種類が「老齢 基礎・厚生 年金」の年金を受給している方は、国民年金の「1」と厚生年金の「1」を○で囲んでください。	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ <input type="radio"/>	
基礎年金番号	9 9 9 9 - 9 9 9 9 9 9	
年金制度	年金の種類 年金の保険者 年金コード	
国民年金	① 老齢(基礎)年金 2. 障害(基礎)年金 3. 遺族(基礎)年金 日本年金機構	1 1 1 1
厚生年金	① 老齢(厚生)年金 2. 障害(厚生)年金 3. 遺族(厚生)年金 日本年金機構	1 1 5 0
共済年金	1. 退職(共済)年金 2. 障害(共済)年金 3. 遺族(共済)年金 ※ 共済組合名を記入してください。	

## 3 死亡した方について伺います。

① 旧国鉄又はJR等で、勤務中に船員として船舶に乗船していた期間はありますか。	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
② 人事・恩給局より増加恩給(注)を受給していましたか。 「はい」と答えた方は、 <u>増加恩給証書(本通)</u> を提出してください。 (注) 増加恩給とは、公務中の病気やケガに対して総務省政策統括官から支給される恩給です。	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
③ 死亡の原因となった傷病は、第三者(交通事故等)の行為によって生じたものですか。	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
④ 死亡した方は、国鉄を退職後、国家公務員又は地方公務員になったことがありますか。 「はい」と答えた方は、 <u>国家公務員や地方公務員の共済組合から支給されている年金の年金証書のコピー</u> を提出してください。	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>

日本鉄道共済組合における個人情報保護法第15条第1項に規定する保有個人情報の利用目的は、次のとおりです。  
1. 長期給付の決定及び支払 2. 長期給付に関する情報の提供

「いいえ」と答えた方は、遺族共済年金決定請求書とは別に、別居申立書(所定様式)に必要書類を添付して提出してください。  
(別添の「遺族共済年金請求のご案内」の2ページの「請求に必要な書類」の①・②をご参照ください。)

・基礎年金番号と年金コードは必ず記入してください。  
・共済年金を受給している方は、基礎年金番号を確認できる書類のコピーを提出してください。

・年金を請求する方が、共済組合から年金を受給している方は共済組合の名称を記入してください。  
・年金を請求する方が、国鉄(JR)・NTT・JT、農林の年金を受給している場合は「日本年金機構」と記入してください。

・増加恩給とは、戦争中の病気やケガなどにより障害の状態になった方などに、総務省人事恩給局から支給される恩給です。  
・恩給は、4月・7月・10月・12月の年4回に分けて支給されます。

・なお、総務省人事恩給局より普通恩給が増加恩給と合せて支給されている方は、増加恩給証書(本通)の提出は不要です(総務省人事恩給局より公務扶助料が支給されます。)

死亡した方が、国鉄職員以外で、国家公務員や地方公務員の共済組合から年金を受給していた場合は、その年金の年金証書のコピーを提出してください。  
(別添の「遺族共済年金請求のご案内」の2ページの「請求に必要な書類」の④をご参照ください。)